

安城市総合交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市総合交通会議（以下「交通会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 交通会議は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 公共交通事業者等若しくは公共的団体等を代表する者又は関係行政機関の職員から委嘱された委員が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。